六道士會錄 三

へ13
3041
3

六道士會録巻之三

目録

盜賊屏拔破京洛を見て笑
乞人途中迄て我子の啼哭を扱物語
斬罪者検使後傷心働物語
火災に芋茎屋拔防く仕形物語
閨門戒怯物語　九五ケ条

門へ13
號3041
卷3

昭和九年
七月二三日
購求

六道士會録巻之三

佚齋樗山著

笠城屏を破る狐故見る法

甚の次座の人いとく咄夜風面のまぎれに
ぬを人入らんとすれども家あつて座敷れ隅に屏
の彼方にある狐何ぞ皆此不よりいつも抜つまらんを問ふを人乃いとく見あ
よりも屏ぶつまるまれ所とおはあれば抜して強
を折らるる方に屏ぶ立まくれくをひきを
裏の方大きに穿て抜れる此屏ぶ立ハ内

のうこをくれくしてあ大きに窮まるら
是内より屋ぶつまるまり物をつるあよりなのの
入るやうにあるる巧だり盜うるるこ内ふ
まるるしまあよりまるばは内よりも偽す
あ者をべーとしやうさんもれば果して盜
内よあるーなり又屋住居れ而内に
ぬをびとつりあよりもり奥の庭の屏へ拂
子成りて金ー者をおるんの巧ー
玄人途中まるく我子乃喧嘩を扱物法

或老人町役をつとめるにさびふ供の西又人
を伴まるる侍あ人辻喧嘩な仕出ー双方
強成おれ五口論まる者あるれば一方をは
旅本らし紀人一方ハ我子ル彼おやぢを
つとりしーがそのまま人れ召へといいま
ふさがりてやまるはそれながーやとな
人中セハ双方は言ふ様とおみえやは目
比のれまぎ眼まくれを立てかやれ町中ま
てもよ成まぐくはさめく時のは口論屋

むこと叶はざる義あり也度わらべとよ為
りさうを年まうり者い者こゝと通す
かゝるまえ年ていても面りでくれゆへ悔あり
也扱ひ不入ヤハ双方也雑の付ふ中いつゝ為
あはうひ仕ハへくれ百也塩恵あさ也通り為
成ハてうゝくんぎんに為扱ひきれハ双方も
うハ程宮へもしいひきれどもおやちゝふさが
まくゝあき時為ゝ也もこのゝの事為ゝ
物為て也度ハりさうを年為者の男子れお

ほく持ヤハこの引ゝも悪ふあうゝかゝ
の事為ゝ変ゝりさうゝ為ゝ苦労叶ゝ
ヤハゆへ身に見も也度ハ也面ヤ也
年為よ也度ハ成ハるさゝめくれ面釈
さ面も也坐為べくとよ為ハ推系れゝ法
ふを為て悔叶ゝりあび也ゝとへ叶
ヤハ也生根ふ成ハ源の事あくも法
坐あるまゝくハるとかゝ法塩恵為れ
年事ふ也通りよ成このハ扱共後もと

取扱ひかゝり合ひ協議やがて八
ツとうも五軍に八百ばかりの子供も
出来し成私ことき玄人をも五軍にて
久しくとゝと言ひ故にてくあはうい者
ばかりなれども何の気遣もなく間の喧嘩
寄り結ぶ一方をうぶ子なり終ふあつの
ひをゝしてくゝりまきえのおもより人
を付て度数を見届ける事や翌日出旅
な流より史まく所ハ悴途中あくに

論仕に処ふ出玄人ゝ出れあはうひとゝ
五軍ふ出ばかり百余ひ出れ出ばかりゝ
くいに余一の中入ゝ出ハ延引ふ五
成ひ百出ん出中入ひ千両何ゝ出玄
玄人よりゝ成陪ゝの出れ千入ひてお
りき仕ふあげりひて彼玄人の物語ゝ
よくく成付て都ゝ大擔ぎるおゝらふ
ゝ出ゝの事ハ出れお返ん人の為
付双方乃ゝ出ゝぬゝふ出あつひの

人はあるべき事れつて物あれども若ハんの
為体為望の智恵も出べしそれさへこう
らへ事うはことぐのてゆはあ後お妻を
る事おほし又ものうとも若も能ひとに
又あくせくもの恵もるがよしを恐あい大
事れつて人よ云紫ば云させんとてこのく
いいたの立ハ塩あひぬまく後ハ立むこと紙ば
ざる事よあるこのこ何事もをぬして
いひきぬがよしいいかく後ハえくへし

なしぬこのれつて物むこと紙ばどしていひき
原事を言はとても中を地物れつると彼ちぐ
のいひ又一切れ事人の物俗を少書物ふ
てあるだりあくに心ふ孫つまく子夫せどれば
急事れ時るにあくあこのありあき底地
くむど事よ心を不用ともに入れれ事を言に
子夫事に心ばりらい紙へ大立ん子ハ鑿
さいばら紙心よるを良猿四乃子ハ幼ものよ
つを猿をまくなしひを書くの事に心を用

うるがよしたるまゝ然上るはるゝ立
上るゝ不ゝ糸バ不改ふ自由なるめ紙正
をの外つ

斬罪者指丈每信心働物後

其次のいゝくいなお西ふ城下ゝて斬罪者乃
あつまゝ法ふ大寺ゝ法ふ下中途ゝ待ゝ法者
を役指衣裁ゝ出家にいゝくゝ上ゝ
上ゝ所ゝ袴ゝていふ乃ゝ指不下ゝを
ゝ側ゝ分ゝゝ同心ゝもこれハ指罪の者ゝ

ハ世ゝ乃ゝ糸ゝ汁ゝまゝとゝふ法下重糸
ていゝく出家のゝゝふにゝ中ゝのゝゝゝ上ゝこの
者ゝ結ゝゝゝハ寺ゝ帰ゝゝたゝゝ指
いゝくゝふ切ゝまゝれゝゝも首ゝ不ゝおゝゝ
ゝといゝく因人ふゝゝゝゝ結ゝゝゝゝ検
役物ゝゝゝゝ男ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
いゝゝゝゝゝ出家のゝゝゝ不ゝゝゝゝ其
ゝ人ゝゝ中乃ゝ指ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

拍子くらべ拍子くらべ役すべき
僧とお財ゆく中途ゆを許へ行ゆ
を指役ら役役立ヤさびを通ゆ某ハ切
腹うさてをあり拂ゆ中ゆ中ゆ囚
人成ゆすきゆ素ゆ切役させ本屋
もゆすとゆゆ下うさ話くゆ上も
出来ゆくゆ者もれ屋ゆは
くゆゆたゆの義屋ゆて拍僧まら出
刃ゆ話をれ許話ゆゆいさくヤかゆ

さる事ゆくゆ芝浜ゆ者を拍僧ヤ行べ
くゆ下さゆびゆハ出家のゆを屋ゆ拍
僧立ヤさびをうゆは拍僧ゆ縄をれ
ゆきいうゆもれ切刻ゆくをつうを対
てをれさび検役さびゆあくもれ
武家の作法を出家れ風義とハ遠ヤゆ立
人いうゆど某を不使ゆとゆ屋ゆ大ゆゆハ
切役ゆうくゆたゆれ許話て令
さそうゆもる庫者の名を五男ハ立

かくいう又囚人ども[illegible]に出家命ぜられ
ていと出家しゐバこゝ三人の内壱人ハ死ぬ拵
つまるこゝ[illegible]ハ三人ともに
無慈仕形ハ[illegible]ハ不要くもいうゝよ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]囚人ハ[illegible]くれる連の出家
悠再て出家信斬罪の場へハ越ハ[illegible]大勢
の中ゆて斬罪者ハ[illegible]衣ハ[illegible]
拵を一人出科再もなしハ出家信の出家
を立ハ[illegible]ハ[illegible]

ハ先壱ツ斬罪の場へ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ゆく不成
すて[illegible]て彼囚人を傍より引出
首を打[illegible]死骸をこもにのせ[illegible]
[illegible]ハ大ゆ怒ゆ侍ゆ仰合ざる虚言成
ゆ[illegible]物[illegible]仏のまゝ[illegible]者成
だましハ出もかしハ上ハ拵も出院依
より外の事れくれと血服ゆ成て[illegible]
検使の日寺方ハ[illegible]ハ一ケ寺ゆ加[illegible]

事ありて以方乃住宅ハ國中より加ふるまで
ことにくるしバ一ケ寺れ寺あ小四の住宅をや
めくるくい出院よ放いれ天上よ放いれ二ヶ所ハ
を許乃寺住ハ弟にあさるべくれを許の寺
住のさめ拔出拔を切たるけ者のさるよ放ハ
事まるめいるく小れ度ハとりくるれあるべ
住宅せんくれくて寺にくりまる
家中ふるく源しく同換住をのあれる
住くなりる通癖なれ坊主に對し途

中ふるくるる角と言葉むはくよれ
ちりことれるこ磨くり又住中ふて八
彼住宅武家の他住もちべ只坊主も
悪き者とのこ心得く大恥をりきり
と笑ひ傍ん人れいくるる彼住宅
何といくくも少入ぞけるく付くれ
さ奴時ハいくハせん同岩淋も好く持を
入くちりともぞれしつまゆく
囚人とハ主不盜殺してもよ住宅

みやくいうゝ不拘ゝとも検使の役
を慶ゞ

火災ゝ節茅屋坂防ぐ仕形始
むゝ毋[illegible]町ゝく炭ゝ失火あるゝ類焼を
多ゝりまれど不出町中ゝ町中ゝ富家を
集めゝ火坂防へき術坂宿ゝゞ年
ゝりゝる者ゝゝ人中まる八茅屋八火先ち
ゝまれバ火ゝ消ゝゝ人を立ゝゝして

陸れぬるものあらば俄に火を出し風下の屋根を
まくつまん故当一ホ仕これ是もまことにあら
ざき物あらば中望みだりにぬすもしこれ
てもしゆゑ上下へおそれこれ為るか
つれ退てくそれよ火はつまこれあるもの
おのつからぬものあらば自今八町中へ役ホ
仕付一町より十人ゝ役を出定め
其者を兼て三尺ばかりの縄を用意仕り
壱人より十筋ゝ徳ゝ付孫を持出此人数

急ぎの事にてまづ屋根へあがりおのぼこ
を切こわし脱乃屋根茅茅井へ落故入
件の縄故以まるあらくゝ下へなげおろこれ
下あらくゝ退能出せ人出し出せこと
まどの大屋根八皆時ホまつ中といふ
なり得心ゝ八ゝ人ゝ為不作
ありといふ彼者中あるも近日私家乃
ふを碁を仕ゝ言ゝ不作をつきも
出国よりくゝ屋ゝ出出慰ゝ出出設ホ

さらべ〜ごらんなされそうらへ日に五
つまく彼ホよ往くこと急ぶ亭主出そや相
子末みやくお呉越さらざめ十人ばらら伴の人
呉越一度ホのぼせくく屋敷越まらくせ書
ホよほどの大屋敷を酒はホよらりまつ事
はくとめつやはは心しを仕形と感心
しらられしよりら廣き所れるゆへ一所ホ
十人ばゝ中付をつとる事ゆつこと一切
ホ心を付ぶバ我ホ泥まる不ごく内ゑ

徹底されこと おほしゝ

閨門の戒性

列座の中より老人のひまるは礼書に
心越つまいまめ性むことあまこれ中ホ
ぶしてつしむこと妻乃るあつて
勢して人の妻こうこのハ大小礼まよう
ばゝ夫ハかくさめとのうり威家中要く為
堂下女ばこのこと主人の妻に教書越付こ
つとの妻大ホおこ海なと下女と呼付不屋子

万此さしをゆうて重ねり重ねて指の事
とり法ぐべしはうの為豊あもとうされい
さばしなるんをを指ヤざ法マに多々
しんを所まれどもさんが女のそうあく此
事まの少さハうの為下女ともに罪おい
さるへしとおさんしく夫ふうさく法さり
まりうの為黨此事世会おしいさを人
へさるさんは自ふ猶るべしとない
とうく先をこさひと為楽して主人の狀乳

のうち法ひふんなを出入する者のしゆを
よく他せを人の事あ乃方にあれくしき殺生
をさるめを人乃用ふかれ不におそう重を
つを主人此文を見るしくくうの狀乳乃
正へおしこみ切殺し宿へうを主事をせめう
切付さり事あ切さりを主ちがうれ付く下女故
他人あして右のあやを法りまれて下女に嘱
てこば祈まるにお意外しに下女とも即時
ふ切殺しう為黨を為にこの深勅故吟く

那靈も欠落しぬ馬麻者さえて放
ておの目も切脱しぬ夫乃そ河ハ話よお
ぼえ早竟りの妻かくれまし北条故て
論よくく夫ふかくさるゆへ此乱起つ
世人の語りしうやけ事八人の妻子ふち紀
せ玉べき事れつ
或人のいくく地して男女の乃ふちかぎりを
家内れ法ちくくなる時を下を結
れくん屋ちくくそれ乃ん袖おそ

屋むこと故ちして神人出ふそのれつ
ふより人てハうくれしれつれ初よ
つを家内の法ハ正しくまべし大通小身によ
られ正きふに越ハなきをのをつ
懦弱ふくく結ふいうふハ袖乃ちれつ
又いくく一切の事甚なれ結む不ひつ其ち
を結まざ玉ハちへよふ玉くく種く変化しおも
ひよしぬ猶を生ちを成物をつ枝葉生
ふ後を智者といへども、おさめがたし火の

物不法なるもの一盃乃ち城郭を滅し一村一家屋を焼つよ山林を焚よいこりてハむりを分てあるく程子者いまめ深いる乳

古老の人れいハ人者書乃溢りあるそ人口ハ加く法者ハ夫の心懦弱みて家内男女入交て他法正しくうさ深よ物此事家内乃作法正しかれ男女入まて事きらくなる時ハ者れより故て書みみ

を過あ家者古今類おほし慎むべき者乃者一なり書を聚るるもの多く いひきう多家内男女の他ハ正しくを ゑ初めきらくみて良法なあり さめむと事ハ故おほく ハきさるる物ハ事 たゞめきらくよ心屋をき風ふるしい者 俄不法を正しくをる時者乳法をつまくむ つき者よ多いまの乃おもてもきさぶ ゆあれども留まふかくしくおの風俗

なり病をやとなたものなつを甚しき物を初
よりまゝ夫の言ハ故用ざ所あつを人ハ書乃嫁
ゝ夫ゝ言ハ我ゝ我ゝ老ハ稀なつを初
ハ夫乃言ハ言ハ言ハ言ハ二三年も居りて
みるゝ夫の心をゝんゝ侮つゝて故りゝに
事ゝ計ハ夫ゝ夫ゝしてゝんことゝおほし家
内の他ハあゝきも見よりおこり後ハ夫
のゝ夫取ゝが心ハ叶ゝざる事あるゝば離
故変じ或ハ注ゝあゝくゝ夫をおゝゝ或ハ

世帯ハ一ゝく病さゝゝく扶おほき
よりゝ夫を見ハ離れく書乃心任せ居る
事あつを書ハ是ハ利故ハくいよく我ゝ
ゝ成ハぬものなり又久く病く子ども
をあれ乃ゝ伝ハ去ることもハゝ
去むくゝりいてを傷ハ事友を見と
いゝてゝ者ゝを世事ハ事ハ事おほ一
生書よりゝ乃ハゝく雅義ハ者おほ
一是をゝめゝ故ハ故れつを書ハ

夫よりさきごいとの内乃老法坂助ふ事天
地陰陽の乃みてて人倫のけれる法ふに
夫乃りの正坂用ひずを我ゞまを切ぬるの
ち人倫乃ふそむく人倫の法欠ふ時ハ
あの滅亡さきごいれしゝ子孫お續乃みに
あらびかくれてきの書あつまてもゝ子孫を
おしゆゝれ邪魔ゆゝ物なつまゝ赤目
おゝハ夫乃言ふちきごい留ゝにくゝて事
坂切ふきのハ苦しき心なつまゝを苦しき心

よりいふ坂事坂かゝてなんべきもさきゝ
かゝし淫切をかゝの不より出ふ者れつ人
の書ゝる者ゝおしれ事ゝもまふかに
ことなる坂沢て女乃乃とれかゝてもる
事あるゝ玄事のなつ妻坂聚ゝる初
ふよくおしへ玉屋しそをゝめふきびゝく正
さゝ立ハ火乃ゝびゝ滅ゝ死のゝまあ
らびあゝりへも近ゝ事わさゝふゝ
とゝ家内乱乃の搭ゝ氏理をゝび

してうくと書よる制せらるるく家のつぶ
るを待者も夫らる者乃恥をあつ事とても
夫の言ふ事をうけざる法者も家の禍なり又
心苦しく夫ふかくして我好むものも家に
助となるべくして亦命禍のおれつまるべき
よ家しくつくつくと云爾したるこれ共
を結ひうるべくして孔子法乃
事出来る府ハ父子もに恥を受ふ者ら
亦我死してこの身とをいふ成事あるを

てを毋を制しがらしいよく怪ふ所
れく暴なる家を滅して恥を受ふ時も
先祖の不孝れつる妻ハ其要ふるえ
く心を分くを家不実故試く守れつる又
妻乃淫れらき心よみえくそれも主を
びうさがらきとそふ事ふのつぶ虚実故仇
をべうに他の事ふよせて云爾一生をそ
べうに人ふ逆る事なくれかくのごくそれ
ハ妻ふを痴れく人ふ口をもうらびるこのう

めみを恥かし卒尓不虚実を紙しるすに
虚れる時を人ふ不実の疵なれ共ゆへよ書
の親れ抜丑せぬるものれつるなる他物な
くば虚実ハ紙しるすと記をのなるるこゝき
也ゝ書ハ時も指を出べるべ尺合虚実
なく尺而むとゝ不ゝうちに猶生ずる時を人ハ
加ゝ恥を交ゝるものれつたゝ虚みても
常の身持ゝるゝ不ゝ悪き心あるゆへよ
人乃目みもるゝゝ尺ゆるをのれつた

ゝの書ハ家れ禍れつる去て答れし夫を
恨怪もかし仕しをゝゝこゝきとゝ不ま
妻みを去ゝべるゝを人ふも泣るべるゝ他の
事ゝ去れして去ゝ屋ゝこれ古人乃情を
ちゆれ不れる
一人のいゝ我ゝあき時友を乃中ふ丑べづ
まゝるゝこゝ亜し者あつゝ父母怒ゝて是を
絶しむやむゝこと故ゝ抜ゝて彼女故指ゝ
女指ゝ立て親族乃方へゆく事も れゝば

かゝる罪を犯すもかゝる終ふ所ありて困苦
せり彼男是地獄にて吾ふるゝていとく女
故叔父母の怒を犯しく不孝
如是捨てくうりうざるほハ只不仁といふのゝ
なあるべしと彼ふ罪れ我ゆへふ所ありさ
由ふ是地獄にて苦しゝあゝりみくすべらん
を不義殘酷の甚きれて進退迷惑
くいうんともせべなやゝかしといふゝかゝ
志むうの男生得不直なる者ゆもあゝ一

且情欲ふ迷ふて我身を不侵れる事
よおのひ是を救ふしめく可きん故拵金
て可きんと隣家の老父ふ宮去文れい
さく是大おきがへつ今みても拵ふる事の
彫べうさ体者ふりふ乃是を調金と遺
後雖生ぶべき是情もおく持ち切丞書
我持こと親死してその後ふんれきに成べし
との料名より出さる物とみえる然ら
ばんきゝび親の死我待乃情あつ事不義

不孝さゝみも評も及ざる事れつ也
じて収ようてもる事みも親をう体
さくおりふん出来ふく親乃死我待こ体乃
みをおの身ぐ情を通むと欲しくんきゝ
び不孝みなる事おほし大加くのこと
く礼当てる事ハ補ひてき物なり然れ彼
男人心いまゝ滅せば親の怒り我悔して女
我出して後救こをもはれ迷心れうち
れぐゝもすゝハかの通にくりえて不孝

を怨ずる心あるまた又罪れなる女の我ゆへよ誘ひ
よこなしまし我恥しむ人あ心の内あもあ不仁不義
我愧ず心あるまてみえらめしくれ亦
あるこ此時ふこても父兄親族心得るべな
事なりまれ不義我戒ずも可なるまい
うのまに於金女を餓死したるくとも
誘ひよ恥をさしるも我ゆへよ人を殺せ
の罪にるまに親も不仁乃名遁ずべうべ為
き者も此時よ当りく速あして狂乱乃

狂乱なるもあるを抱れるまに我ハ子を救ふと
欲して却て人の子我が子ともに害ふ類也
乃ふおはしたる時もいぐハん我ハ去ぬ
分ぎく人をして彼女を救ひ片付く誘ひ
よこと我まぬ自しめく可れるまに
ハ女しを仁恵を悦ひ子も心を安むしく狂
妄の狂をなる所一音ふ吾子是を少ハ
心を安して我を友しを父兄親族ふ委しく
其理をいきるまに分くふより救くめて可

れつる故に人の親乃子成者ふ乃を去て
ば幼少より道といふ事を義理といふ事も
去てゝ乳まくにそゝて成出して恐事
成なん時ハ俄ふ怒つゝ其子成責む事
竟ハ其親乃身持わるく性といふこと成去
らば気随にして私のゝ成けふ成よゝ子
を先ゝ習ひ去りおほくハ親のま
ゝ成事ふ地なりおの事年去て浮気も去
ばまゝて後子乃けふ成冠しくゝ如形

ゝ成ゆる故に俄ふ責怒つゝく子成戒ゝ事を
幼少すり乳まくに生立てゝゝ深ゝ心の
心俄ふ変ゝべきゝゝ成ゝ亦誰とても家子
の人ゝゝより心行ゝもよゝゝん事成欲ゝ
ゝ人乃親ゝ情ゝ去れども子ゝもの切
ゝ成を忘ゝくせんとゝれバおの事ゝ身持むは
ゝきふゝりくゝ後ゝ其身ゝ為ゝ冥利ゝ
くゝをあしくゝなる物れゝといひゝ打抜
ゝもゝりゝみえゝゝり是子を棄ゝれゝ能

口きまゝ志ある者ゝ
又いとくよくそだて教育する所者ゝ馬なれば
着れ物を仕立るがごとく馬の性ハ
陽気を欠くまくやうにもみゆく者也
只邪気ばかりある害せまく持て出る
不能成ことあるこの癖なるを
乃ち能馬成業者ゝ邪気を抑へ
進むべき道を啓て独ゆくむれの性にさ
ふさはしなれゆへよ馬困むこと如し馬ゝ

困む者ゝみな邪気を以ゝ困ゝ是ハ
よりて僻をまゝの其正邪乃分を持
くせ〻て只ものを小ぐるを不をば
此をきめうこなしめ口をせつて鞍をあて
くひとものをかゝ故ハ馬をむべな
乃成うしまい都うれが邪気をゝ出
或ハ目くくぶつ今まくなる不の俗なを
所ことおほし是馬丑限所べうれ一切のこ
とみな志ゝ人心ゝ不若如しを害成

去時もこと固有乃性故失ふべからん幼年
の内ハ戒を以て心と事物れつ此正
心故付奴僕ハ堅く戒めくかりそめ故
ハ偽巧ん事を教ゆべからん妖怪乃説
をなさしむべからん幼年より偽巧れ事に
習へハ成長ん後ともに心不法付くこと宮お
ほし怪異れ事故世ゆ時を幼年より
気を縮め心故該うて元来ハ正のま
ゝ故生ハ活生乃気を宮事物物を

世乃幼童故戒ふ妖怪乃事を以おとん
ゑこと性を宮事毒殺よりも甚き
なり故に幼童ハ偽詐を分べからと
いへる幼年より怪異故ゆさる者ハ心徒
ゆて迷れく気縮らざるゆへ不受中に
魔ゑこと事れ事を試ることあるを只不知
不識正ハ向こめく邪ハ向ハしむべからん
知乃閑ふよこゝして義理といふ名目故
こゝを全不義を愧るの心を書ふ

義不義の分はなはだ若し利害得失の
外心を動かすべき所に初よりこを正不進
べきをを啓ぶべして徒ふきびく戒むべき
時もて徒べなを不をもこれ却て邪気をう
出ることおはしまされる時は誉貴しと不善
かる時は恥しめるまおもびうう進て善ふ向ふ
やうふ教育べしくいへど一言あるやう
まを知やうなれば大形の心つひみてはゆきう
と知をのれつる馬を嗜者れ馬ふ心なを用るみ

て考べし然ともふ心なを用ふ者ふ教う
情乃好むふ又欲の交るあるを故ふ自然ふ
気の助を用ふことおほしを教育する
を情れ怠むことなを怪ざまるのれる馬よりも
踈うにまるみはあしび故ふ孩児の内ふを
心なを用ふことふびとふことれし然も
こを教育れををふまるぞ只姑息の先乃こ
みて其ゆくべなるを教ず放乃後気
隨ふ成く親の用みもあまる時は此をき

めのこ成りてもめ口をやくて勤をあらまで
も只うれとかゝりうしろ却て邪気を引出
父子のあひだ不和にして終に不義に成
不孝に子となるのみ

士會録巻之三終